## 陸前高田商工会地域共通商品券事業規約

(目的)

- 第1条 陸前高田商工会(以下「商工会」という。)の発行する共通商品券は、市外への顧客流出を防止し、市内の消費需要を喚起することにより、来客数・売上高の低迷を打開し、参加事業所の売上向上と、地域経済の活性化を図ることを目的とする。 (発行者及び窓口)
- 第2条 共通商品券の発行者は商工会とする。
- 2 共通商品券の販売窓口は商工会及び商工会指定の販売店とする。 (事業への参加)
- 第3条 共通商品券事業への加盟店(事業所)は業種を限定せず、商工会会員事業所 とする。

(共通商品券の種類)

- 第4条 共通商品券は額面1,000円の1種類とし、有効期限は商品券発行の日から4年以内とする。
  - 但し、実施後の諸般の事情により種類及び形式の変更ができるものとする。

(共通商品券及び帳票類)

- 第5条 共通商品券及び本事業に必要な帳票類は発行者が作成する。
- 2 共通商品券の受け渡し並びに管理には前項の帳票を使用する。 (販売)
- 第6条 販売店は商工会から共通商品券を預かり、消費者に直接販売するものとし、 販売代金を商工会に納入するものとする。
- 2 商工会は、販売代金を受領した際は、遅滞なく販売店指定口座に販売手数料を振り込むものとする。
- 3 加盟店は、消費者が共通商品券で物品を購入し、又はサービスを受けようとする ときには、現金同様に扱うものとする。
- 4 共通商品券で代金を受領の際、釣銭が発生してもそれを出さないこととする。 (手数料)
- 第7条 共通商品券の販売手数料は1%、換金手数料は3%とする。
- 2 金融機関への手数料は別途定める。

(決済)

- 第8条 加盟店は利用済商品券の所定欄に、加盟店コード印を押印する。
- 2 加盟店は、前項の処理を行った共通商品券を商工会に持参し、換金手続きを取るものとする。
- 3 商工会は、前項の共通商品券を受けた場合、商品券総額の3%を差し引いた額を遅滞なく加盟店指定の口座に振り込むものとする。

(販売店の遵守事項)

第9条 販売店は、本規約の第6条第1項及び別に定める注意事項を遵守しなければ ならない。 (加盟店の遵守事項)

第10条 加盟店は、本規約の第6条第3項、第4項及び第8項第1項、第2項並びに 別に定める注意事項を遵守しなければならない。

(未発行商品券並びに利用済み共通商品券の管理)

- 第11条 共通商品券の未発行分は商工会で保管し、必要の手続きを経て取り出すものとする。
- 2 利用済商品券は、発行者が額面に所定の廃棄印を押印して、保管期間完了まで商工会事務局で保管するものとする。

(事故商品券)

- 第12条 未発行商品券が保管中に紛失、盗難、その他の事故が発生した場合には発行者が責を負うものとする。
- 2 消費者及び加盟店・販売店の手元で発生した事故については、その当事者の責任 とする。
- 3 商工会は不測の事故に対処するため、万全の処置を講ずるものとする。 (未回収商品券積立金の処理)
- 第13条 商工会は、毎年度の終わりにおいて、未回収分商品券分の積立金を商品券換金準備金として経理する。
- 2 前項の商品券換金準備金及びその積立に至るまでの間における未回収商品券分の積立金額は、金融機関へ預金するものとする。
- 3 前項の預金のうち商品券換金準備金にあっては「資金決済法に関する法律」の定 めによる発行補償金として供託できるものとする。

(運営委員会)

第14条 共通商品券事業の実施並びに事業内容の協議については、商工会理事会の承認を得て設置される「陸前高田商工会地域共通商品券事業運営委員会」で行う。 (会計)

第15条 商品券に関する会計は特別会計とする。

(その他)

- 第16条 本規約の改正並びに本規約に定める以外に問題が発生したときは、商工会理 事会の議決を経て決定するものとする。
- 2 このほか本規約に定める以外の問題に関しては「資金決済に関する法律」の定め に従うものとする。

(附 則)

1 この規約は、平成24年11月1日から実施する。